

## 要領第41号

反社会的勢力への対応方針を次のとおり定める。

平成28年1月12日

国立研究開発法人建築研究所理事長 坂本 雄三

### 反社会的勢力への対応方針

1. 国立研究開発法人建築研究所（以下「研究所」という。）は、当研究所の社会的責任を踏まえ、反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力による不当要求に応じない。
2. 前項において、反社会的勢力からの不当要求に対し、研究所は、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じないものとする。
3. 研究所は、平素から、警察、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築する。
4. 研究所は、前各項に規定する措置を講ずるに当たって、反社会的勢力に対応する役職員等の安全を確保する。
5. 反社会的勢力による不当要求に対しては、理事長以下、組織全体として対応する。
6. 反社会的勢力による要求を受けた者は、自ら所属長に当該要求について速やかに報告し、さらに、報告を受けた所属長は速やかに総務課長に報告する。
7. 総務課長は、反社会的勢力から要求があった報告を受けた場合、総務部長及び理事に速やかに報告するとともに、対応について協議し、必要に応じて警察への通報を行う。
8. 前項において報告を受けた理事は、事案の重要性に応じ、理事長に報告する。